平成２２年（フ）第１３７号
山口県周南市上遠石町５番５号
債務者　岩本　尚子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１４１号
山口県下松市清瀬町１丁目12番48号
債務者　岡村　　明
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第７１号
北海道北見市春光町６丁目５番１―305号
債務者　村山久美子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
青森県十和田市大字洞内字樋口78番地579
債務者　津田　明紀
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第６９号
青森県十和田市大字米田字北野85番地１
債務者　舛舘　　力
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第３７４号
盛岡市松園３丁目２番21号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第３地割210番地
債務者　武田　昭雄
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４３０号
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字中家26番地３
債務者　佐々木範子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４４８号
盛岡市東松園１丁目29番６―102号、旧住所盛岡市月が丘２丁目８番33号　はんてんぼく６号
債務者　菊池　洋之
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４５４号
盛岡市箱清水１丁目２番14号　いなり荘103号
債務者　勝又　芳三
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１８１号
群馬県高崎市倉賀野町2460番地34　鶴生館
債務者　歌代由美子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１８３号
群馬県高崎市三ッ寺町1206番地８
債務者　茂木　光徳
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１９１号
群馬県高崎市石原町3550番地２　市住４棟412号
債務者　宮尾　英幸
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２１２号
群馬県安中市鷺宮903番地１
債務者　金田　博文
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２１６号
群馬県高崎市箕郷町上芝414番地38
債務者　五十嵐孝明
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６４４号
千葉市稲毛区作草部１丁目20番２棟301号
債務者　渡辺　春雄
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７７４号
千葉県八千代市大和田新田747番地１　７番館1210号
債務者　小林　　渉
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８０９号
千葉県船橋市宮本６丁目19番18号コーポ田中203号
債務者　新井　正司
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８４４号
千葉県習志野市東習志野３丁目６番13号ニューグリーンコーポ202号
債務者　宮原　卓也
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係